

令和5年度 第2回 総社市入札等監視委員会審議概要

開催日及び開催場所

令和5年10月4日（水）午後1時55分～午後3時45分

総社市役所西庁舎301（東）会議室

委員 委員長 黒田 直樹

委員 山田 孝延

委員 山本 愛子 3名中全員の出席であり委員会は成立

次 第

1 開会

2 議題

(1) 報告事項

・審議対象期間の契約状況について

（事務局）この期間内の対象案件は369件となっています。そのうち各課で契約している委託料・修繕は317件でしたので、6件増えています。増加した主なものといたしましては、観光プロジェクト課が所管しているサンロード吉備路での修繕が増えたこと、地域応援課で道路維持管理業務を市内の方面ごとに契約したことが挙げられます。また、新型コロナ対策室の契約及び下水道課の取り付けますの設置工事については減少しています。

建設工事・建設コンサルについては52件で、前年の同時期より17件の減少、率にして24.6%の減少となっています。市役所全体的に入札案件が減少している状況となっています。

次に低入札価格調査実施案件ですが今期間中は、市営美袋上住宅解体撤去工事の1件でした。

(2) 審議事項

・審議対象案件の審議

（事務局）審議案件の選定について、今回は山田委員に9件を選定いただきました。

選定理由ですが、観光プロジェクト課の国民宿舎サンロード吉備路の客室イス等の修繕については、備品であるが随意契約の適用を工事又は製造の請負の金額で適用しているため、また、魅力発信室の着ぐるみ製作業務委託、地域応援課の総社市道路維持管理業務はいずれも業務委託であるが同じく随意契約の適用を工事又は製造の請負の金額を適用していることから。

危機管理室の会場資材設置委託業務、健康医療課のHPV検査手数料については、2号随契を適用し複数者から見積徴収をしていることから。

都市計画課の地区計画制度活用支援業務では入札をすることが不利として6号随契としていることから。

契約検査課発注分については長良地区のポンプ増設工事関連の2件が高額な案件であること、また市営住宅の解体については低入札価格調査を実施していることから、その内容を確認するものです。

抽出案件（審議順）

	契約方法	担当課	工事又は業務名
修繕	指名競争	観光プロジェクト課	国民宿舎サンロード吉備路 客室広縁イス及びテーブル修繕
委託	随意契約	危機管理室	「平成30年7月豪雨災害五周年式典」会場資材設置委託業務
委託	随意契約	魅力発信室	着ぐるみ製作業務委託
委託	随意契約	健康医療課	総社市医療機関方式HPV検査費用助成業務
委託	随意契約	地域応援課	総社市道路維持管理（服部方面）業務
委託	随意契約	都市計画課	総社市市街化調整区域における地区計画制度活用支援業務その1
工事	一般競争	農林課	長良排水機ポンプ増設（電気・機械設備）工事
工事	一般競争	農林課	長良排水機ポンプ増設（土木）工事
工事	指名競争	建築住宅課	市営美袋上住宅解体撤去工事

委員からの意見・質問，それに対する回答

委員からの意見・質問	担当課の説明・回答
<p>○国民宿舎サンロード吉備路 客室広縁イス及びテーブル修繕</p> <p>・正しくはどの条項を適用するのが良かったのか。</p> <p>・どこかでチェックはされるのか。</p> <p>・見積徴収したのは1者だけか。一般的な修繕であれば，幅広く見積りを取るのではないのか。</p> <p>・修繕は全ての部屋分をしたのか。必要などろだけか。</p> <p>・見積書にある数量3は何か。</p> <p>・大阪からの出張費とあるが，市内の業者に依頼すればそこは必要が無くなるのか。</p>	<p>（観光プロジェクト課）</p> <p>国民宿舎サンロード吉備路の客室の広縁イス及びテーブルに経年劣化等による傷やはがれ，たばこによる焦げ等が生じていることから製造元と契約し修繕したものを。</p> <p>随契の適用理由を，備品の修繕なのに誤って1号の「工事又は製造の請負」を適用してしまいました。</p> <p>・競争入札にすることは不利なものとして，6号随契が適切だったと考えています。</p> <p>・1号随契で別表を適用の場合，担当部署でのチェックとなります。</p> <p>・品質の保持や修繕期間を考慮して判断し製造元の1者としました。</p> <p>・全ての部屋分です。</p> <p>・作業員が3人ということです。</p> <p>・市内であっても出張費は必要かと思います。</p>

・具体的な作業内容がこの仕様書では分かりにくい。製造元に出すのもわかるが、客観的に見積り金額が高いのか、安いのか判断できないので他の業者に見積書を取ることを考えてはどうでしょうか。

○「平成30年7月豪雨災害五周年式典」会場資材設置委託業務

・2者から見積りを徴しているが、どうやって選んだのか。

・競争入札には適さないということか。

・その2者で見積りを取ってみて決めるということか。

・金額が高い方を選ぶことは可能なのか。

・予定価格の設定で、類似業務を参考にしたとあるがどのようにしたのか。

・今回落札した業者は、以前にイベントで依頼したことがあるか。

・キャスターを持ってるのか、この会社がよく対応できそうかどうかというのをどうやって判断したのか。

・その方の情報を信頼したということか。その人は市の職員か。

・そうすると他にもいたかもしれないってことか。

・設置業務の委託となっていますが、進行も同じ会社か。

(危機管理室)

「平成30年7月豪雨災害五周年式典」において、会場資材一式の設置及び献花を調達するもの。追悼式の要素と復興に向けた式典の要素があり、途中で場面が転換するため、キャスターで祭壇を移動させる必要がある。それが可能な2者から見積りを徴収し、業者の選定を行いました。

・祭壇が乗せられる大きなキャスターを所有しているのがこの2者に限られるため、この2者から見積りを徴することに決めました。

・今回実施するイベントの内容は、例年、打合せのたびに変更するので、その辺の対応能力がある業者を選びたいと考えており、この2者が迅速に対応できると考えました。

・金額も判断材料の1つと考えていましたが、事前に対応力が高いと考えていた業者の方が安かったのでそちらを選びました。

(事務局)

・随意契約ですので、理由の説明ができるのであれば可能かと思います。

・同じ会場で戦没者追悼式をしており、それを参考にして積算しました。

・他の部署でも依頼している業者です。

・イベント会社に詳しい人からも助言をいただきました。そのときにキャスターを持っているのがこの2者ということ聞きました。

・市の職員ではありません。

・県内全てに確認を取るのは不可能と考えましたので、そのあたりで選びました。

・今回の業者には設置、撤去を依頼しました。式典の進行は市の職員による直営で行いました。

○着ぐるみ製作業務委託

・以前着ぐるみを発注したときに、これまでと違うものができて不評になった経緯があるとの記載があるが、これは別のところに頼んでいた時のことか。

・前回の発注はいつか。

・今回の予定価格は、その時の基準で立てたのか。

・前回の契約金額はいくらか。

・ほかの業者に頼むという選択肢はなかったのか。業者が変わると同じものはできないのか。

・少額なものは除くとしても、見積りを複数者から徴収することを常日頃からやっておかないと、価格の競争がされなくなる。発注前の段階でしっかりと検討すべきと考えます。

物価高騰もわかるが、物価高騰に便乗して値上げもあるので、金額が本当に妥当なのか慎重に判断すべきかと思います。

・設計図は市の方で作ってないのか。

・設計書や型とかは誰が持っているのか。仕様書に、納品を持って著作権は総社市に帰属するとある。総社市に設計書や型があるはず。発注のときはその設計書で業者を探すということが必要。

・同じ内容のことを2回3回とお願いするときは減額交渉とかはしないのか。前回のノウハウがあるからきっとそこは負担も少ないと思われる。1回ごとの見積りだと言いつつも値にならないか。

(魅力発信室)

総社市のキャラクターである「チュッピー」の着ぐるみ2体のうち1体について、機械の劣化が進んでいるため新たに1体を製作するもの。成果物の製造を委託するという請負の要素が強いことから別表の1号を適用し随意契約としました。

・そうです。着ぐるみが今の形になってからは同じ業者への発注をしています。

・平成30年度になります。

・予定価格は予算要求のときに参考見積りを取ったものを参考にして設定をしました。

・88万5千円でした。内容は同じなので物価高騰の影響かと思います。

・同一性を確保するところで難しいと考えました。型を持つてる業者になります。

・仕様書の形でイメージ図を渡しているが、詳細な設計図は作成していません。

・金額交渉まではできていません。今後は他から見積りを取るようになります。

<p>○総社市医療機関方式 HPV 検査費用助成業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2600円の根拠はなにか。 ・実施要領を作成する段階で、この助成額が適当だという判断ができてるといふことか。 ・執行見込み金額59万8千円、人数の230人は7つの医療機関の合計か。 ・契約した医療機関以外にも声掛けしたところはあるのか。 ・人数の230人はどうやって算定したのか。 ・市の方で決めた1回当たりの価格に同意してもらい、これでやってくださいといふことか。入札ではないのか。 ・予定価格を設定していないのは何か理由があるのか。 	<p>(健康医療課)</p> <p>子宮頸がんの主原因であるウイルス感染の有無を調べるため、市が指定する7つの医療機関でHPV検査を受けた者に検査費用の一部である2600円を助成するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・費用助成の実施要領に規定しています。 ・そうです。 ・そうです。 ・声掛けしたところは他にもあります。まず市内の医療機関にお願いし、人間ドック実施機関にも声掛けしました。断られた医療機関もあります。 ・前年実績を参考にしています。 ・2600円というのは市内の医師会にも相談して設定しています。 ・実施要領で決めているので設定していません。 <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の設定は必須なので、調書を作成しない場合でも起案に記載するようにしてください。
<p>○総社市道路維持管理（服部方面）業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理業務であるが、契約規則第14条別表第1号の工事又は製造の請負)を適用しているのはなぜか。 ・それは市全体として統一されていますか。担当課によって、考え方が違ったりはしないのか。 ・人によって判断の幅があるのは良くないので全体として統一してください。 	<p>(地域応援課)</p> <p>市より指示のあった個所について点検、必要な処理(舗装補修・側溝清掃・倒木除去等)を行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の内容が舗装の補修とか道路の陥没補修であり、工事に近い内容なので適用できると考えたからです。 <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務や修繕の内容・性質が「工事または製造の請負」と同等と認められる場合は、どのような判断で適用したか具体的に見積徴収起案に記載するように庁内へは通知しています。

<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格と契約金額は1時間あたりか。業務期間内の総額が契約金額とはならないのか。 ・支出負担行為決議書の金額は何か。 ・時間当たりの金額で契約を結ぶということか。そういった契約は他にもあるのか。 ・業者側で水増し請求はないのか。どのように整理しているのか。 ・施工写真をみれば、ある程度はわかるということか。 ・パトロールは普段市がしているのであれば業務内容に含まなくてもいいのではないのか。 ・7日以内に実施困難な場合は協議としてるが、基本的には短期間でできているのか。 ・起案書で契約金額が150万円未満だから請書とするとあるが、単価契約の場合、少額となるので意味がないと思う。市のルールとしてどうなっているのか。 ・一般的に総額で考えるものと思うので、そのように対応してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・損傷具合によって対応する時間も変わってきますので、時間単位での契約としています。 ・契約金額に前年度の実績をもとに算定した時間を掛けたものです。実際にはこれで足りるのかそれとも余るのか、そのあたりはわかりません。 ・あります。 ・補修箇所の作業前、作業中、作業後の写真を添付させています。 ・写真だけでは判断できない場合は、説明を求めることもあります。 ・台風の直後を想定しており、緊急の場合パトロールも依頼している。その際に、ここが危ないと思ったら補修してもらうこともあります。 ・緊急的、応急的な作業を依頼しているので、短期間で対応できています。 <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単価契約の場合は契約する単価ではなく、執行予定額で判断しています。
<p>○総社市市街化調整区域における地区計画制度活用支援業務その1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援業務その1とあるが、その2がこれから出てくるのか。 ・その場合はこの業者にお願いするしかないのか。 	<p>(都市計画課)</p> <p>地区計画制度の活用を検討している地域に対して計画素案を取りまとめるため段階的に支援を行う業務です。令和3年度に本業務の基本となる業務を実施している業者に行わせることが、短期間での適正な業務の履行及び経費の節減が見込まれ、かつ柔軟な対応を図ることができることから随契6号を適用したものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援を必要としている地域がその支援を必要とするタイミングで支援を行うものなので、今回の成果物を持って地区計画を進めていければいいが、もしその次に再度支援が必要となると、その2もありえます。 ・その1の成果物に満足をした場合は、その事業者引き続き依頼する可能性はあります。

<p>・別な業者の可能性もあるということか。</p> <p>・他の業者の検討は全くしてないのか。</p> <p>・50戸連たん制度が廃止になるからだと思うが、それだと総社市のここだけじゃなくて、岡山市とか赤磐市か県内いろいろ計画進めているはず。そうすると、この業者だけというのは理由としては弱いのではないか。</p> <p>・駅南区画整理とか、今まで総社の中ではこういう計画を立てたコンサルが多数あると思うのだが、そのあたりいかがか。</p> <p>・6号適用の随意契約であり履行期間や経費節減というなら、参考にもう1者見積りをとって確認したほうがよかったのではないかと思う。</p> <p>○長良排水機ポンプ増設（電気・機械設備）工事 ○長良排水機ポンプ増設（土木）工事</p> <p>・この2つの案件の工事は密接に関わっていないのですか。別々の業者が別々にやっていい内容か。</p> <p>・それは1者が両方の工事をやっても良かったのか。</p>	<p>・成果物が地元の考えと合わない場合は違う業者になる可能性はあります。</p> <p>・そうです。3年前に今回の業者が地区計画検討支援業務と連携した内容の業務を行っており、内容としてはそれとほぼ同じ観点でやってほしいということで今回業務を発注しています。</p> <p>・既存集落の維持を目的とした地区計画っていうのが、令和3年度末に岡山県で初めて整理されたもので、県内では先行事例がない。他県ではわずかにあって、その1つを手がけているのがこの業者であり、県内を参考にというのはできない状態でした。</p> <p>・この業者に区画整理のコンサル業務も携わってもらっており、実績があると判断しました。</p> <p>（農林課・契約検査課） 砂川と前川の合流部にある排水機場のポンプ増設工事。近年の豪雨で内水が氾濫し農作物に甚大な影響を及ぼしているため、排水ポンプを1基増設し、被害の軽減を図るものです。電気・機械設備工事で土木工事の2件。いずれの工事も、設計金額が4000万円を超えるため条件付きの一般競争入札としています。電気・機械設備の方は4者から参加表明があり入札は3者。土木工事の一般競争入札は7者の入札がありました。</p> <p>・工事場所は同じになります。既設の排水機のポンプ場の中の工事として、土木工事の方で外回りの配管設備、電気設備の方でポンプの設置の方を行います。作業スペースは基本的には同じヤードでの作業となります。</p> <p>・工事の工種が土木、機械設備、電気設備と分かれていて、工事の諸経費体系は変わってくるので、県も国もそうですが基本的には別発注という形になります。</p>
---	--

<p>・一般競争入札の条件付きだが、入札できるのは総社市内に本社ある業者だけか。</p> <p>・電気・機械設備の方は4者しか応札がないが、少ないか。</p> <p>○市営美袋上住宅解体撤去工事</p> <p>・解体撤去工事は、倒して持っていただけというイメージだが、どの業者でもそんなに変わらない気がするが、安すぎると駄目か。</p> <p>・最低限すべきことは条件で入れとけばいいのではないか。</p> <p>・制度を使う場合のさじ加減はどこにあるのか。</p> <p>・今回の入札で低入札価格制度の導入した意図はなにか。</p> <p>・低入札価格調査の対象になった場合は、入札参加者にはどのように通知されるのか。</p>	<p>・電気・機械設備の方は岡山県内に本社・本店があること、土木工事については本社・本店が総社市内という条件としています。</p> <p>・所在地の条件だけでなく他に工事の実績なども条件を付けているのと、今回の排水機のポンプは特殊なので、それに対応できる業者に限られる面もあるかと思います。結果的に作業できるところが手を挙げたと思われます。</p> <p>(建築住宅課・契約検査課)</p> <p>市内北部美袋地区にある市営住宅で木造の平屋建て、7棟14戸の解体撤去工事。業種は解体工事で市内の解体業者13者全てを指名入札としています。低入札価格制度を適用した入札としている。</p> <p>・安すぎると工事が雑になったりとか、交通誘導員を端折るとかで経費を削ったりとかが想定されます。</p> <p>(事務局)</p> <p>工事を適切な値段でしていただくことが必要。解体は品質を問わないということで、従来総社市では最低制限を設けておらず落札率が60%くらいだったこともあるが、県内の他市や国でもなにかしらラインを設けているので最近では総社市でも解体工事にもラインを設けています。</p> <p>・条件で入れていても、安くしようとするところとかで調整しようとして雑になりがちです。</p> <p>(事務局)</p> <p>・各市まちまちではありますが、法律では工事や製造の請負であれば最低制限価格を設定できることになっています。</p> <p>(事務局)</p> <p>・最低制限価格だけだとそれ以下の金額の場合は失格となるが、解体ということなので、最低制限より低く入札した業者があったとしても調査対象とし、大丈夫となれば落札者とするためです。</p> <p>(事務局)</p> <p>・電子入札システムで応札した業者は、どこの業者が調査対象となっているか判るようになっていきます。</p>
---	--

<p>・今回の落札者は調査して調査項目をクリアしたということか。</p> <p>・指導するというのではなく調査会を開いて、聞いた結果を踏まえて判断するということか。</p> <p>○まとめ</p> <p>・今日の案件全体的にですが、「工事又は製造の請負」を適用しての随意契約について、各部署で認識が曖昧に思えるので再度周知なりしていただきたいのと、1者見積りであっても、契約内容によっては適正な価格か判断するためにもう1者見積りを徴してもいいのかなと思います。</p>	<p>・そうです。</p> <p>・そうです。</p>
---	-----------------------------

(3) その他

・次回の日程等

(事務局) 次回定例会ですが、2月5日(月)午後2時から各委員の日程確保をお願いいたします。
 次回の選定の当番は黒田委員長になりますので、よろしくお願ひします。

3 閉会

(事務局) 以上をもちまして令和5年度第2回の委員会を終了します。